

官報 号外

昭和六十三年五月十九日

○第百十二回 衆議院會議録 第二十五号

昭和六十三年五月十九日(木曜日)

議事日程 第二十二号

昭和六十三年五月十九日

正午開議

第一 昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

柔道整復師法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

クリーニング業法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

午後零時七分開議

○議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

日程第一 昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第一、昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長菊池福治郎君。

昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔菊池福治郎君登壇〕

○菊池福治郎君 ただいま議題となりました昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改

正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本案は、農林漁業団体職員共済組合法の年金について、厚生年金及び国民年金における消費者物価の上昇率による改定措置に準じて改定を行うとするものであります。

委員会におきましては、四月二十六日林田農林水産大臣臨時代理から提案理由の説明を聴取し、五月十八日質疑に入り、同日質疑を終局いたしました。

次いで、自由民主党から本案の施行期日を「公布の日」に改める修正案が提出され、その趣旨説明を聴取した後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

社会労働委員長提出、柔道整復師法の一部を改正する法律案、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案

師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案及びクリーニング業法の一部を改正する法律案の三案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

柔道整復師法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

クリーニング業法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○議長(原健三郎君) 柔道整復師法の一部を改正する法律案、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案、クリーニング業法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。社会労働委員長稲垣実男君。

柔道整復師法の一部を改正する法律案
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案
クリーニング業法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

昭和六十三年五月十九日 衆議院會議録第二十五号 柔道整復師法の一部を改正する法律案外二案 朗読を省略した議長の報告

九〇〇

「稲垣実男君登壇」

○稲垣実男君 たいだいま議題となりました三法案について、趣旨弁明を申し上げます。

まず、柔道整復師法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年の我が国における急激な高齢化社会への移行は、保健医療をめぐる環境を大きく変化させ、国民の医療に対する関心は急速に高まってきております。

本案は、このような状況にかんがみ、我が国において古くから国民に親しまれ、国民の健康の保持に大きな役割を果たしてきた柔道整復術が、今後とも国民のニーズに対応し、国民の信頼にこたえていくために、柔道整復師の資質の向上と養成教育のより一層の充実を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、柔道整復師の免許を与える者及びその試験を実施する者を、都道府県知事から厚生大臣に改めること、

第二に、柔道整復師試験の受験資格について、中学校卒業後四年以上または高等学校卒業後二年以上学校養成施設において必要な知識及び技能を修得することとなっていたのを、高等学校卒業後三年以上に改めること、

第三に、国家試験の実施に関する事務及び免許の登録の実施に関する事務については、厚生大臣の指定する者に行わせることができること、

第四に、この法律は、昭和六十五年四月一日から施行することとし、学校養成施設等に関し必要な準備は、公布の日から行ふことができることとあります。

次に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案につ

いて申し上げます。

近年の我が国における急激な高齢化社会への移行は、保健医療をめぐる環境を大きく変化させ、国民の医療に対する関心は急速に高まってきております。

本案は、このような状況にかんがみ、我が国において古くから国民に親しまれ、国民の健康の保持に大きな役割を果たしてきたあんま、マッサージ、指圧、はり、きゆうが、今後とも国民のニーズに対応し、国民の信頼にこたえていくために、あん摩マッサージ指圧師等の資質の向上と養成教育のより一層の充実を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の免許を与える者及びこれらの試験を実施する者を、都道府県知事から厚生大臣に改めること、

第二に、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験の受験資格について、あん摩マッサージ指圧師については中学校卒業後二年以上、はり師またはきゆう師については中学校卒業後四年以上または高等学校卒業後二年以上学校養成施設において必要な知識及び技能を修得することとなっていたのを、高等学校卒業後三年以上に改めること、

なお、著しい視覚障害のある者については、中学校卒業後であっても、学校養成施設で修得すれば試験を受けられるよう特例を設けること、

第三に、国家試験の実施に関する事務及び免許の登録の実施に関する事務については、厚生大臣の指定する者に行わせることができること、

第四に、この法律は、昭和六十五年四月一日から施行することとし、学校養成施設等に関し必要な準備は、公布の日から行ふことができることとあります。

最後に、クリーニング業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年、繊維製品の素材の多様化、クリーニング技術の高度化等により、クリーニング所の業務に従事する者には、より高度の知識及び技能が要求されるに至っております。

本案は、このような情勢を背景として、クリーニング所の業務に従事する者の資質の向上並びに知識の修得及び技能の向上を図るため、これらの者の研修及び講習の制度を設けようとするもので、その主な内容は、

第一に、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、都道府県知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならないものとし、営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、この研修を受ける機会を与えなければならないものとする、

第二に、営業者は、そのクリーニング所の業務に従事する者に対し、都道府県知事が指定したクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならないものとする、

第三に、この法律は、昭和六十四年四月一日から施行することとあります。

以上が三法案の趣旨及び内容であります。いづれも本日の社会労働委員会において成案とし、

全会一致をもって社会労働委員会提出の法律案と決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案を可決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十八分散会

出席国務大臣

厚生大臣 藤本 孝雄君
農林水産大臣 佐藤 隆君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

消防法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十七日、内閣から次の報告書を受領した。
国土利用計画法第三条の規定に基づく昭和六十二年国土の利用に関する年次報告

一、去る十七日、内閣を経由して日本銀行政策委員会議長澄田智君から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づく昭和六十二年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。

(通知書受領)

一、昨十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

平和祈念事業特別基金等に関する法律

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律

土地区画整理法の一部を改正する法律

郵便年金法の一部を改正する法律

国民健康保険法の一部を改正する法律

児童扶養手当法の一部を改正する法律

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

厚生年金保険法の一部を改正する法律

国立学校設置法の一部を改正する法律

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律

地方交付税法の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

一、昨十八日、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その1)

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その2)

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その3)

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その4)

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その5)

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その6)

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その7)

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その8)

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その9)

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その10)

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その11)

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その12)

昭和六十二年度一般会計予備費使用調書(その13)

河野 正君 前島 秀行君

田中 慶秋君 林 保夫君

田中美智子君 矢島 恒夫君

石破 茂君 自見庄三郎君

大石 正光君 木村 義雄君

前島 秀行君 河野 正君

林 保夫君 田中 慶秋君

矢島 恒夫君 田中美智子君

前島 秀行君 河野 正君

河野 正君 前島 秀行君

河野 正君 前島 秀行君

河野 正君 前島 秀行君

河野 正君 前島 秀行君

河野 正君 前島 秀行君

河野 正君 前島 秀行君

内閣委員 井上 和久君 大野 深君

井上 和久君 大野 深君

大野 深君 井上 和久君

井上 和久君 大野 深君

大野 深君 井上 和久君

井上 和久君 大野 深君

大野 深君 井上 和久君

井上 和久君 大野 深君

大野 深君 井上 和久君

井上 和久君 大野 深君

大野 深君 井上 和久君

井上 和久君 大野 深君

大野 深君 井上 和久君

井上 和久君 大野 深君

大野 深君 井上 和久君

昭和六十三年五月十九日 衆議院會議録第二十五号 朗読を省略した議長の報告

九〇二

大野 深君 柴田 弘君
伏木 和雄君 越中 義彦君
伊藤 英成君 滝沢 幸助君
沢藤 礼次郎君 小野 信一君
山花 貞夫君 木間 章君
柴田 弘君 大野 深君
越中 義彦君 伏木 和雄君
滝沢 幸助君 伊藤 英成君

環境委員 補欠

大矢 卓史君 佐々木良作君
佐々木良作君 大矢 卓史君

予算委員 補欠

田中 慶秋君 伊藤 英成君
伊藤 英成君 田中 慶秋君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任 補欠

村上誠一郎君 今井 勇君
今井 勇君 村上誠一郎君

(議案提出)

一、去る十七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案送付)

一、去る十七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
労働組合法等の一部を改正する法律案
一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案通知)

一、去る十七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
消防法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十八日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

平和祈念事業特別基金等に関する法律案
昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

土地地区画整理法の一部を改正する法律案
郵便年金法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律案
児童扶養手当法等の一部を改正する法律案

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案

昭和六十二年における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その1)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その2)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その3)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その4)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その5)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その6)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その7)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その8)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その9)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その10)

(承諾を求めめるの件)

一、昨十八日、参議院において次の内閣提出案を承諾すること決議した旨の通知書を受領した。
地方交付税法の一部を改正する法律案

一、昨十八日、参議院において次の内閣提出案を承諾すること決議した旨の通知書を受領した。
地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その1)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その2)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その3)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その4)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その5)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その6)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その7)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その8)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その9)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その10)

昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その1)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その2)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その3)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その4)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その5)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その6)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その7)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その8)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その9)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その10)

(承諾を求めめるの件)

昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その1)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その2)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その3)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その4)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その5)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その6)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その7)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その8)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その9)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その10)

(承諾を求めめるの件)

昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その1)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その2)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その3)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その4)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その5)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その6)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その7)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その8)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その9)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その10)

昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その1)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その2)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その3)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その4)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その5)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その6)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その7)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その8)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その9)
昭和六十一年度一般会計予備費使用調書(その10)

(承諾を求めめるの件)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

名古屋市の六十四年デザイン博覧会に関する質問主意書(柴田弘君提出)

(答弁書受領)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員新村勝雄君提出東日本旅客鉄道株式会社(以下「東日本旅客鉄道株式会社」という)の不当労働行為に関する質問に対する答弁書

東日本旅客鉄道株式会社の不当労働行為に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十三年四月十九日

提出者 新村 勝雄

衆議院議長 原 健三郎殿
東日本旅客鉄道株式会社の不当労働行為に関する質問主意書

一 東日本旅客鉄道株式会社千葉運行部は、四月一日付で行った異動の発令において、五十四名を過員として、新たに設置された用地グループ、ペイントグループ等に配置した。このうち五十一名が国鉄労働組合の役員である。これは明らかに不当労働行為であり、日本国有鉄道改革法案の審議における、参議院の附帯決議のうち九項の(一)「所属労働組合等による差別等が行われることのないよう特段の留意をすること。」に違反する。当局の考えをうかがいたい。

二 前項にいう「新たに設置された職場」は職員を差別し、隔離収容して本務と関係のない作業を強制するものであり、雇用契約に反し、基本的人権を侵すものであると考える。当局の見解を示されたい。

三 一昨年六月勝浦保線区苦情処理委員会の記録によれば、組合活動のためバッジ、ワッペンを着用したことに對し賃金カット等の処分が行われた。これは不当労働行為ではないか。

四 昨年十一月十七日木更津、君津間で電車による死亡事故があつた。隣接線に列車が運行されているときは見張員を配置するという予防措置を怠つたものであり、当局はその責任を明らかにすべきである。また、安全対策の検討を直ちに行うべきである。当局の考えはどうか。

五 木更津支区のメモによれば、点呼時に安全問題について発言したため、処分された者があるという。この事情を明らかにされたい。

六 千葉運行部の人事は本人の事情を無視し、通勤不可能の地に異動を命ずる等不適切な点が多い。人員配置の方針について再検討の必要があると思うがどうか。

七 医師の診断によつて不適当とされている職場（気管支炎のためペンキ塗り作業には不適など）については配置替えを考えるべきであると思うがどうか。

内閣衆議院 一二二第六号
昭和六十三年五月十七日

内閣総理大臣 竹下 登
衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員新村勝雄君提出東日本旅客鉄道株式会社
の不当労働行為に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

昭和六十三年五月十九日 衆議院会議録第二十五号

〔別紙〕

衆議院議員新村勝雄君提出東日本旅客鉄道株式会社
の不当労働行為に関する質問に對する答弁書

一及び二について

東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）千葉支社（昭和六十三年四月一日付けで千葉運行部を改組）においては、昭和六十三年四月一日付けで千葉保線区等の現業機関について業務運営の効率化、円滑化等を目的とした組織改正等を実施し、これに伴う異動の発令等が行われたと聞いている。

社員の任用等については、就業規則等に基づき具体的な業務上の必要性等を踏まえて会社の判断で行われるものであり、また、本件に関する事案が現在千葉県地方労働委員会に係属中であり、政府として、本件について、とかくの見解を述べることは差し控えたい。

三について

日本国有鉄道においては、昭和六十一年五月から六月にかけて、千葉鉄道管理局勝浦保線区の職員四名に對し、勤務時間中のワッペン着用を理由に訓告処分を行うとともに、同年の夏季手当の支給に当たり、右ワッペン着用等の事情を勘案し五パーセントの減額を行ったと聞いている。

一般に、使用者の行為が不当労働行為に該当するかどうかは、関係労働組合等の申立て等に基づき労働委員会等の権限ある機関が判断すべきことであるので、日本国有鉄道が行つた右行為が不当労働行為に該当するか否かについて、政府

府としてとかくの見解を述べることは差し控えたい。

四について

御指摘の事故については、現在、千葉地方檢察庁木更津支部へ送致されており、今後の推移を見守りたい。

五について

昭和六十三年四月一日の会社の発足以来、千葉運行部千葉保線区木更津保線支区（昭和六十三年四月一日付けで千葉支社木更津保線区に改組）において、御指摘の理由により処分された者があるとは聞いていない。

六及び七について

会社においては、社員の任用等については、業務上の必要性を踏まえ、本人の事情等についても把握しつつ、就業規則等に基づき行つていると聞いている。

昭和六十三年三月二十五日
内閣総理大臣 竹下 登

昭和六十三年三月二十五日
内閣総理大臣 竹下 登

昭和六十三年三月二十五日
内閣総理大臣 竹下 登

（昭和六十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「昭和六十二年」の下に「及び昭和六十三年度」を加える。

第一条の見出しを「昭和六十二年における年金の額の改定の特例」に改め、同条第一項中「第三項において」を「以下」に改め、「この項の下に」及び「第三項第一項」を加え、同条第三項中「含む」の下に「第三項第三項において同じ」を加え、「同条」を「共済法第十九条の三」に改める。

第二条の見出しを削り、同条第一項中「次項」の下に「及び第四項第二項」を、「給付」の下に「（第四項第一項において「旧共済法」による年金である給付」という。）を加え、同条第二項中「含む」の下に「第四項第二項において同じ」を加え、「これらの規定」を「昭和六十年改正法附則第四十五條第一項及び第二項の規定」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（昭和六十三年における年金の額の改定の特例）

第三条 共済法による年金である給付については、昭和六十一年の年平均の物価指数に對する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、共済法第十九条の三の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

朗読を省略した議長長の報告 昭和六十三年五月十九日
法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十三年五月十九日 衆議院會議録第二十五号

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案
及び同報告書 柔道整復師法の一部を改正する法律案

九〇四

第四条 前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金である給付について準用する。

2 前項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和六十年改正法附則第四十五条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

附 則

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

理 由

農林漁業団体職員共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、厚生年金及び国民年金における措置に準じ、年金の額の改定を行おうとするものであり、その要旨は次のとおりである。

1 既裁定年金の額の改定

農林漁業団体職員共済組合法の年金について厚生年金及び国民年金における措置に準じ、昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率を基準

として、昭和六十三年四月分以後の年金の額の改定をすること。

2 その他

その他所要の措置を講ずること。

3 施行期日

施行期日は、昭和六十三年四月一日とすること。

二 議案の修正議決理由

本案は、他制度に準じて、既裁定年金の額の改定を行おうとするものであり、妥当なものと認めるが、本案の施行期日は既に経過しているため、これを公布の日に変更する必要がある。本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和六十三年五月十八日

農林水産委員長 菊池福治郎

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

公布の日
この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

柔道整復師法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和六十三年五月十九日

提出者

社会労働委員長 稲垣 実男

柔道整復師法の一部を改正する法律

柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の二」に、「第二十六条」を「第二十五条の三」に改める。
第二条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第三条中「合格した者に」を「合格した者に対して、厚生大臣が」に改める。

第五条を削る。

第六条中「都道府県」を「厚生省」に改め、「柔道整復師」を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(登録及び免許証の交付)

第六条 免許は、柔道整復師名簿に登録することによつて行ふ。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、柔道整復師免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

第八条第一項及び第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条の次に次の七条を加える。

(指定登録機関の指定等)

第八条の二 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、柔道整復師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行ふ。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他

の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第八条の十三の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員)の選任及び解任

第八条の三 指定登録機関の役員を選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第八条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第八条の四 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

（登録事務規程）

第八条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に關する規程（以下「登録事務規程」という。）を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

（指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等）

第八条の六 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第六条第二項の規定の適用については、第五条中「厚生省」とあるのは「指定登録機関」と、第六条第二項中「厚生大臣は」とあるのは「厚生大臣が」と、「柔道整復師免許証（以下「免許証」という。）とあるのは「指定登録機関は、柔道整復師免許証明書」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、柔道整復師の登録又は免許証若しくは柔道整復師免許証明書（以下「免許証明書」という。）の記載事項の變更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

（秘密保持義務等）

第八条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）

第八条の八 指定登録機関は、厚生省令で定めるところにより、登録事務に關する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（監督命令）

第八条の九 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告）

第八条の十 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、厚生省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第八条の十一 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録事務の休廃止）

第八条の十二 指定登録機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

第八条の十三 厚生大臣は、指定登録機関が第八条の二第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八条の二第三項各号に掲げる要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第八条の三第二項、第八条の五第三項又は第八条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第八条の四又は前条の規定に違反したとき。

四 第八条の五第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第八条の十四 第八条の二第一項、第八条の三第一項、第八条の四第一項、第八条の五第一項又は第八条の十二の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（聴聞）

第八条の十五 厚生大臣は、第八条の十三の規定による処分しようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

昭和六十三年五月十九日 衆議院會議録第二十五号 柔道整復師法の一部を改正する法律案

九〇六

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)
第八条の十六 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることが出来る。

(厚生大臣による登録事務の実施等)

第八条の十七 厚生大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定登録機関が第八条の十二の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八条の十三第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第八条の十八 厚生大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 第八条の十二の規定による許可をしたとき。

三 第八条の十三の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第九条の見出し中「政令」を「厚生省令」に改め、同条中「免許証」を「免許証又は免許証明書に、並びに柔道整復師名簿を、柔道整復師名簿」に改め、「消除」の下に「並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎ」を加え、「政令」を「厚生省令」に改める。

第十条中「都道府県知事が行なう」を「厚生大臣が行う」に改める。

第十一条を次のように改める。

(柔道整復師試験委員)

第十一条 厚生大臣は、厚生省に置く柔道整復師試験委員(次項において「試験委員」という。)に試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

第十二条中「第四十七条に規定する者で四年(同法第五十六条第一項に規定する者にあつては、二年)を」を「第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者で、三年」に改める。

第十三条中「試験」を「厚生大臣は、試験」に改め、同条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者について、期間を定めて試験を受けることができないものとするが出来る。

第十三条の次に次の六条を加える。

(受験手数料)

第十三条の二 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十三条の三 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定試験機関の柔道整復師試験委員)

第十三条の四 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を柔道整復師試験委員(次項及び第三項、次条並びに第十三条の七において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

(不正行為の禁止)

第十三条の五 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(指定試験機関が試験事務を行う場合の受験の停止等)

第十三条の六 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十三条及び第十三条の二第一項の規定の適用については、第十三条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十三条の六第一項」と、第十三条の二第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十三条の二第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第十三条の七 第八条の二第三項及び第四項、第八条の三から第八条の五まで並びに第八条の七から第八条の十八までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第八条の二第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第十三条の三第二項」と、第八条の三第二項中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。)」と、第八条の七第一項中「職員」とあるのは「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」と、第八条の十三第二項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第十三条の四」と、第八条の十四第一項及び第八条の十八第一号中「第八条の二第一項」とあるのは「第十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

第十四条を次のように改める。

(省令への委任)

第十四条 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続その他試験に関し必要な事項、学校又は柔道整復師養成施設の指定及びその取消しに関し必要な事項並びに指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、省令で定める。

第十七条 次の次の一条を加える。

(秘密を守る義務)

第十七条の二 柔道整復師は、正当な理由がななく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。柔道整復師でなくなつた後においても、同様とする。

第十八条(見出しを含む。)中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

第二十五条第一項中「あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会」を「あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等審議会」に改め、「厚生大臣の諮問に応じ」の下に「試験」を加え、同条第二項を削る。

第六章中第二十五条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第二十五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章中第二十六条の前に次の二条を加える。

第二十五条の三 第八条の七第一項(第十三条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反

した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十五条の四 第八条の十三第二項(第十三条の七において準用する場合を含む。)の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項又は第十三条の五の規定に違反して、不正の採点をした者

二 第十五条の規定に違反した者

三 第十七条の二の規定に違反した者

四 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたる者

2 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第二十七条中「二万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の八(第十三条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第八条の十(第十三条の七において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第八条の十一第一項(第十三条の七において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第八条の十二(第十三条の七において準用する場合を含む。)の許可を受けないで登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第二十八条中「五千円」を「十万円」に改める。

附則第九項中「当分の間」を「昭和六十五年三月三十一日までは」に改める。

附則第十一項中「に規定する者」を「の規定により大学に入学することのできる者」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九項の改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備)

第二条 この法律による改正後の柔道整復師法(以下「新法」という。)の円滑な実施を確保するため、文部大臣は新法第十二条に規定する学校、厚生大臣は新法第八条の二第一項に規定する指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)、新法第十二条に規定する柔道整復師養成施設及び新法第十三条の三に規定する指定試験機関に関し必要な準備を行うものとする。

(柔道整復師の免許に関する暫定措置)

第三条 厚生大臣の告示する日までの間は、新法第二章の規定は適用せず、改正前の柔道整復師法(以下「旧法」という。)第二章の規定(これに係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

(柔道整復師試験に関する暫定措置)

第四条 厚生大臣の告示する日までの間は、新法第三章(第十二条を除く。)の規定は適用せず、旧法第三章(第十二条を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

第五条 前条に規定する厚生大臣の告示する日までの間は、旧法第二十五条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第十条に規定する試験、第十八条第一項に規定する指示及び第二十二條に規定する処分」とあるのは、「柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)附則第四条の規定によりなお効力を有するものとされる旧法第十条に規定する試験」と読み替えるものとする。

(柔道整復師試験の受験資格の特例)

第六条 新法第十二条の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に旧法第十二条の規定により文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設において同条に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びにこの法律の施行の際現に当該学校又は柔道整復師養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であつてこの法律の施行後にその修得を終えたものは、柔道整復師試験を受けることができる。この場合において、当該知識及び技能を修得中の者がその修得を終える日までの間は、当該学校又は柔道整復師養成施設に係る旧法第十二条の規定による文部大臣の指定又は厚生大臣の指定は、なおその効力を有する。

昭和六十三年五月十九日 衆議院會議録第二十五号

柔道整復師法の一部を改正する法律案 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案

九〇八

(旧法の規定により柔道整復師の免許を受けた者)

第七条 旧法の規定により柔道整復師の免許を受けた者は、新法の規定により柔道整復師の免許を受けた者とみなす。

(旧法の規定による柔道整復師免許証)

第八条 旧法第五条の規定により交付された柔道整復師免許証は、新法第六条第二項の規定により交付された柔道整復師免許証とみなす。

(旧法の規定による柔道整復師名簿)

第九条 旧法第六条の規定による柔道整復師名簿は、新法第五条の規定による柔道整復師名簿とみなし、旧法第六条の規定によりなされた柔道整復師名簿への登録は、新法第五条の規定によりなされた柔道整復師名簿への登録とみなす。

2 都道府県知事は、附則第三条に規定する厚生大臣の告示する日において、前項に規定する柔道整復師名簿を厚生大臣に引き継ぐものとする。

3 指定登録機関が柔道整復師の登録の実施等に関する事務を行う場合における前項の規定の適用については、「厚生大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(講習会)

第十条 この法律の施行の際現に柔道整復師である者及び附則第六条に規定する者で柔道整復師となつたものは、厚生大臣の指定する講習会を受けるように努めるものとする。

(旧法による処分及び手続)

第十一条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があると

きは、新法(第十二条を除く。)によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から附則第三条又は第四条に規定する厚生大臣の告示する日までの間にした行為であつてこれらの規定によりなお効力を有するものとされる旧法第二章又は第三章(第十二条を除く。)の規定に係るものに対する罰則の適用については、附則第三条又は第四条

六(三) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師名簿にする登録

イ 柔道整復師法第六条第一項(登録の柔道整復師の登録)

ロ 登録事項の変更の登録

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三十六号の五の次に次の二号を加える。

三十六の六 柔道整復師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

三十六の七 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

理由

柔道整復師の資質の向上に資するため、柔道整復師の免許権者及び柔道整復師試験の実施者を厚

に規定する厚生大臣の告示する日後も、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号六の二の次に次のように加える。

登録件数	一件につき九千円
登録件数	一件につき千円

生大臣とし、柔道整復師養成施設への入所等の資格を大学入学資格とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十三年五月十九日

提出者

社会労働委員長 稲垣 実男

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等

に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、あん摩、マツサージ又は指圧については二年以上、はり又はきゆうについては四年(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者にあつては、二年以上)」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者で、三年以上、文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、「修得した者」を「修得したものに」、「都道府県知事の行う試験」を「厚生大臣の行うあん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験(以下「試験」という。))に、「都道府県知事が」を「厚生大臣が」に改める。

第二条第四項を次のように改める。

厚生大臣は、厚生省に置くあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員(次項において「試験委員」という。)に、試験の問題の作成及び採点を行わせる。

第二条第五項を次のように改める。

試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

第二条第六項中「第一項の」を「厚生大臣は、」に改め、同項後段を削る。

第二条第五項の次に次の二項を加える。

試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けなければならない場合においても、返還しない。

第二条に次の一項を加える。

厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者について、期間を定めて試験を受けることができないものとするができる。

第三条の二を削る。

第三条の三中「都道府県」を「厚生省」に改め、同条を第三条の二とし、同条の次に次の二十三条を加える。

第三条の三 免許は、あん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿に登録することによつて行ふ。

厚生大臣は、免許を与えたときは、あん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

第三条の四 厚生大臣は、省令の定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

指定試験機関の指定は、省令の定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行ふ。

厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしているときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

厚生大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第三条の十七の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第三条の五 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第三条の六 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

第三条の七 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

試験事務規程で定めるべき事項は、省令で定める。

厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第三条の八 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点をあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員(次項から第四項まで、次条及び第三条の十一第一項において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

指定試験機関は、試験委員を選任したときは、省令の定めるところにより、厚生大臣にその旨を届けなければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

第三条の五第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第三条の九 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

第三条の十 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させることができる。

前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第二条第六項、第八項及び第九項の適用については、同条第六項中「国」とあるのは「指定試験機関」と、同条第八項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第九項中「前項」とあるのは「前項又は第三条の十第一項」とする。

前項の規定により読み替へて適用する第二条第六項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第三条の十一 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法明治四十年法律第四十五号(その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

昭和六十三年五月十九日 衆議院會議録第二十五号 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案

九一〇

第三条の十二 指定試験機関は、省令の定めるところにより、試験事務に関する事項で省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第三条の十三 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

第三条の十四 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、省令の定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることが出来る。

第三条の十五 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることが出来る。

前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三条の十六 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第三条の十七 厚生大臣は、指定試験機関が第三条の四第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

一 第三条の四第三項各号に掲げる要件を満たさなくなつたと認めるとき。

二 第三条の五第二項(第三条の八第四項において準用する場合を含む。)、第三条の七第三項又は第三条の十三の規定による命令に違反したとき。

三 第三条の六、第三条の八第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第三条の七第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

第三条の十八 第三条の四第一項、第三条の五第一項、第三条の六第一項、第三条の七第一項又は第三条の十六の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することが出来る。

前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第三条の十九 厚生大臣は、第三条の十七の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第三条の二十 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十

七年法律第百六十号)による審査請求をすることが出来る。

(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

指定登録機関の指定は、省令の定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

第三条の二十一 厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

厚生大臣は、指定試験機関が第三条の十六の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三条の十七第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第三条の二十二 厚生大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三条の四第一項の規定による指定をしたとき。

二 第三条の十六の規定による許可をしたとき。

三 第三条の十七の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

指定登録機関が登録事務を行う場合において、あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の登録又は免許証若しくはあん摩マツサージ指圧師免許証明書、はり師免許証明書若しくはきゆう師免許証明書(以下「免許証明書」という。)の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を指定登録機関に納付しなければならない。

前項の規定により指定登録機関に納められた手料は、指定登録機関の収入とする。

第三条の二十五 第三条の四第三項及び第四項、第三条の五から第三条の七まで並びに第三条の十一から第三条の二十二までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」とする。

第三条の二十六 厚生大臣は、省令の定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の登録の実施等に関する事務

「程」と、第三条の四第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第三項の二十三第二項」と、第三条の十一第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、第三条の十七第二項第二号中「第三項の五第二項(第三項の八第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第三項の五第二項」と、同項第三号中「第三項の八第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第三条の十八第一項及び第三項の二十二第一号中「第三項の四第一項」とあるのは「第三項の二十三第一項」と読み替えるものとする。

第七條の次に次の一條を加える。

第七條の二 施術者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。施術者でなくなつた後においても、同様とする。

第八條第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に、「廣を」を「おそれ」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

第九條第一項及び第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第十一條第一項中「認定に関する事項並びに免許証」を「認定に必要事項、試験科目、受験手続その他試験に必要事項、免許の申請、免許証又は免許証明書」に、「事項は政令で、試験科目、受験手続その他試験に必要事項」は「事項並びに指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎ並びに指定登録機

関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎに必要事項は、」に改める。

第十二條の二第二項中「第八條」を「から第八條まで」に改める。

第十三條第一項中「認定の下に、試験」を加え、「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会(以下中央審議会という。)」を「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等審議会(以下「審議会」という。)」に改め、同条第二項中「中央審議会」を「審議会」に、「外」を「ほか」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十三條の三「一万円」を「二十万円」に改め、同条第十三條の六とする。

第十三條の二「二万円」を「三十万円」に改め、同条第四號を第六號とし、第三號を第五號とし、第二號の次に次の二號を加える。

三 第二條第五項又は第三條の九の規定に違反して、不正の採点をした者

四 第七條の二(第十二條の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第十三條の二に次の一項を加え、同条を第十三條の五とする。

前項第四號の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十三條の次に次の三條を加える。

第十三條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十三條の三 第三條の十一第一項(第三條の二

反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三條の四 第三條の十七第二項(第三條の二十五において準用する場合を含む。)の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三條の六の次に次の一條を加える。

第十三條の七 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三條の十二(第三條の二十五において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三條の十四(第三條の二十五において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三條の十五第一項(第三條の二十五において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第三條の十六(第三條の二十五において準用する場合を含む。)の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

第十四條中「五千円」を「十万円」に改める。

第十四條の二「第十三條の三第一號」を「第十三條の六第一號」に改める。

第十八條を次のように改める。

第十八條 第二條第一項の規定の適用については、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十六條第一項の規定により大学に入学することができる者となす。

第十八條の二を次のように改める。

第十八條の二 省令で定める程度の著しい視覚障害のある者(以下「視覚障害者」という。)にあつては、当分の間、第二條第一項の規定にかかわらず、学校教育法第四十七條の規定により高等学校に入学することのできる者であつて、文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、あん摩マッサージ指圧師については三年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師については五年以上、これらの者となるのに必要な知識及び技能を修得したものは、試験を受けることができる。

前項の規定の適用については、旧国民学校令(昭和十六年勅令第四十八号)による国民学校の高等科を卒業した者、旧中等学校令による中等学校の二年の課程を終わった者又は省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第四十七條の規定により高等学校に入学することのできる者となす。

第十九條第一項中「省令で定める程度の著しい視覚障害のある者(以下「視覚障害者」という。)」を「視覚障害者」に改め、同条第二項中「中央審議会」

を「審議会」に、「きかなければならない」を「聴かなければならない」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備)

第二条 この法律による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下「新法」という。)の円滑な実施を確保するため、文部大臣は新法第二条第一項に規定する学校、厚生大臣は同項に規定する養成施設、新法第三条の四第一項に規定する指定試験機関及び新法第三条の二十三第一項に規定する指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)に関し必要な準備を行うものとする。

(あん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許に関する暫定措置)

第三条 厚生大臣の告示する日までの間は、あん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許については、新法第二条(学校及び養成施設に関する部分を除く。)、第三条から第三条の三までの規定は適用せず、改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下「旧法」という。)(第二条(学校及び養成施設に関する部分を除く。)、第三条から第三条の三までの規定を除く。)(第九条及び第十一条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))は、なおその効力を有する。

(あん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験に関する暫定措置)

第四条 厚生大臣の告示する日までの間は、あん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験については、新法第二条の規定(学校及び養成施設に関する部分を除く。)は適用せず、旧法第二条の規定(学校及び養成施設に関する部分を除く。)(この規定に係る罰則を含む。))は、なおその効力を有する。

第五条 前条に規定する厚生大臣の告示する日までの間は、旧法第十三条第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「第二条第一項に規定する試験、第八条第一項(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する指示並びに第十一条第二項(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。))及び前条に規定する処分」とあるのは、「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)附則第四条の規定によりなお効力を有するものとされる旧法第二条第一項に規定する試験」と読み替えるものとする。

(あん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験の受験資格の特例)

第六条 新法第二条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に旧法第二条第一項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びにこの法律の施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であつてこの

法律の施行後にその修得を終えたものは、あん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験を受けることができる。この場合において、当該知識及び技能を修得中の者がその修得を終える日までの間は、当該学校又は養成施設に係る旧法第二条第一項の規定による文部大臣の認定又は厚生大臣の認定は、なおその効力を有する。

(旧法の規定によりあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者)

第七条 旧法の規定によりあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者は、新法の規定によりあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者とみなす。

(旧法の規定によるあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証)

第八条 旧法第三条の二の規定により交付されたあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証は、新法第三条の三第二項の規定により交付されたあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証とみなす。

(旧法の規定によるあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿)

第九条 旧法第三条の三の規定によるあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿は、新法第三条の二の規定によるあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿とみなす。旧法第三条の三の規定によりなされたあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿への登録は、新法第三条の二

の規定によりなされたあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿への登録とみなす。

2 都道府県知事は、附則第三条に規定する厚生大臣の告示する日において、前項に規定するあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿を厚生大臣に引き継ぐものとする。

3 指定登録機関があん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の登録の実施等に関する事務を行う場合における前項の規定の適用については、「厚生大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(講習会)

第十条 この法律の施行の際現にあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師である者及び附則第六条に規定する者であん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師となつたものは、厚生大臣の指定する講習会を受けるように努めるものとする。

(旧法による処分及び手続)

第十一条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法(第二条第一項(学校又は養成施設に関する部分に限る。))を除く。)によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から附則第三条又は第四条に規定する厚生大臣の告示する日までの間にした行為であつてこれらの規定によりなお効力

昭和六十三年五月十九日 衆議院会議録第二十五号

九一四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

大

蔵

省

印

刷

局

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
官報課
電話 三(三)三三三三

一定価
一〇
円部